

津幡町告示第82号

津幡町コミュニティ活動事業補助金交付要綱（平成20年津幡町告示第52号）の全部を次のように改正する。

令和7年9月16日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 地域の連帯感に基づく自治意識の向上とコミュニティの健全な発展を図るため、一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく助成の決定を受けた事業（以下「助成事業」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助の対象は、助成事業を実施するものとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、一般財団法人自治総合センターが決定した助成の額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、実施要綱に規定する必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは津幡町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定をしなかったときは津幡町コミュニティ助成事業補助金交付不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（適用除外）

第6条 補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに津幡

町コミュニティ助成事業補助金計画変更申請書（様式第4号）に、実施要綱に規定する必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 助成事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付決定を受けたものは、助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく町長に報告しなければならない。

3 町長は第1項の規定による申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告を受けた場合は、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付取消・変更通知書（様式第5号）により交付決定の取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、助成事業完了後、速やかに津幡町コミュニティ助成事業実績報告書（様式第6号）に、実施要綱に規定する必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、津幡町コミュニティ助成事業補助金確定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する確定通知書を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条に規定する請求書を受理し次第、交付するものとする。ただし、町長が事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、第5条第2項の規定による補助金の交付決定後に交付決定額の全部又は一部の額を概算払することができる。

2 補助金の交付決定を受けたものが、前項ただし書に規定する概算払の請求をしようとするときは、津幡町コミュニティ助成事業補助金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、実施要綱の規定に違反したとき、又は申請書の内容と事実が著しく異なった

ときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付申請書

津幡町コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

助成事業名	
-------	--

1 助成事業実施団体

1 組織の名称		2 代表者氏名	
3 事業所所在地 (電話番号)	(電話： —)		
4 結成年月日	年 月 日	5 構成員数	人
6 連絡責任者名 (電話番号)	(電話： —)		

2 補助申請額

事業費総額(A)	団体充当額(B)	補助申請額(A-B)
円	円	円

3 補助を必要とする理由

4 補助申請事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

施設・設備	規格	数量	単価(円)	事業費(円)
計				

(2) 事業の実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類（「実施要綱」を参照の上、添付した書類を列挙すること。）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました津幡町コミュニティ助成事業補助金については、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記の条件を付して交付することに決定したので通知する。

交付決定額 円

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては町長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては町長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に補助事業の成果を記載した津幡町コミュニティ助成事業実績報告書（様式第6号）に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- 8 この補助事業が宝くじの普及広報事業の一環として行われる趣旨から、補助を受けた備品等に明確にその旨（「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」を参照）を表示すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました津幡町コミュニティ助成事業補助金については、不承認としたので通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 申請団体名
- 3 理 由

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

津幡町コミュニティ助成事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり計画を変更したいので、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第6条の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 添付書類

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した津幡町コミュニティ助成事業補助金について、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり取り消し・変更したので通知する。

記

1 補助金の額 円

2 取り消し・変更の理由

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

津幡町コミュニティ助成事業実績報告書

津幡町コミュニティ助成事業を下記のとおり実施したので、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実施状況（整備施設・設備・備品等）

施設・設備	規格	数量	単価(円)	事業費(円)
小 計 ①				
消費税額及び地方消費税額 ②				
総 計 ①+②				

2 保 管 場 所

3 事業実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業費収入支出状況

収 入

単位：円

科 目	予 算 額	精算内容		差引 増減 △減	収入内容		摘 要
		精算済額	精算見込額		収入額	未収入額	
合 計							

支 出

単位：円

科 目	予 算 額	精算内容		差引 増減 △減	支出内容		摘 要
		精算済額	精算見込額		支出額	未支出額	
整 備 費							
合 計							

5 添付書類（「実施要綱」を参照の上、添付した書類を列挙すること。）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町コミュニティ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました、津幡町コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり金額を確定しましたので津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

円

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

津幡町コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった津幡町コミュニティ
助成事業補助金について、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第9条の規定により請求
します。

記

補助金確定額 円
補助金請求額 円

補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支 店 名	本・支店 出張所
口 座 種 別	普通・当座	口座番号	
名 義 人	フリガナ		
	氏 名		

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

津幡町コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった津幡町コミュニティ助成事業補助金について、津幡町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

補助金請求額	円
内訳 交付決定額	円
交付済額	円
今回請求額	円
残額	円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支 店 名	本・支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
名 義 人	フリガナ		
	氏 名		